

最低賃金法第25条5項の規定に基づく関係労使の意見提出状況

	提出年月日 (受理年月日)	労使の別	名称	代表者
1	R6.7.18	労働者 (団体)	郵政産業労働者ユニオン静岡県協議会 同 駿河支部・浜松支部・浜松東支部	議長 瀧澤 雅典 ほか
2	R6.7.19	労働者 (団体)	静岡県労働組合評議会	議長 菊池 仁
3	R6.7.19	労働者 (団体)	静岡自治体労働組合総連合	執行委員長 菊池 仁
4	R6.7.19	労働者 (団体)	ユーヨープ労働組合静岡県支部協議会	代表運営委員 秋野 学
5	R6.7.19	労働者 (団体)	全国自動車交通労働組合総連合静岡地方連合会	執行委員長 松下 靖史
6	R6.7.19	労働者 (団体)	金融産業労働組合東海支部静岡ブロック	代表 松井 美智子
7	R6.7.19	労働者 (団体)	J M I T U 通信産業本部静岡支部	執行委員長 榎原 雅樹
8	R6.7.19	労働者 (団体)	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合 利夫
9	R6.7.19	労働者 (団体)	国鉄労働組合静岡地方本部	執行委員長 若原 淳一
10	R6.7.19	労働者 (団体)	国鉄労働組合静岡地方本部静岡浜松分会	執行委員長 柴田 研悦
11	R6.7.19	労働者 (団体)	静岡地区労働組合連合会	議長 松川 功
12	R6.7.19	労働者 (団体)	静岡県西部地区労働組合連合	議長 堀内 慶一
13	R6.7.19	労働者 (団体)	藤枝地区労働組合センター	議長 橋本 純
14	R6.7.19	労働者 (団体)	静岡県労働組合評議会パート臨時労組連絡会	代表幹事 菊池 仁
15	R6.7.19	労働者 (団体)	静岡県労働組合共闘会議 静岡県中部地区労働組合会議 静岡県ユニオンネットワーク	代表幹事 鈴木 英夫 ほか
16	R6.7.19	労働者 (団体)	新日本婦人の会静岡県本部	会長 田中嶋 直子
17	R6.7.19	労働者 (団体)	静岡県生活と健康を守る会連合会	松内 是卓

写

2024年7月17日

静岡地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン駿河支部

支部長 大橋 芳幸

郵政産業労働者ユニオン浜松支部

支部長 渥美 一輝

郵政産業労働者ユニオン浜松東支部

支部長 渥美 直紀

郵政産業労働者ユニオン静岡県協議会

議長 瀧澤雅典

(住所・連絡先) 〒430-0927 静岡県浜松市中央区旭町8-1

浜松郵便局私書箱33号

静岡県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1 静岡県最低賃金は、時給1,500円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2 地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正をすること。

以下、理由を述べます。

1 この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。実質賃金は、2年以上連続して減少しています。とりわけ非正規雇用で働く人たちへしわ寄せがきています。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉（春闘）では、毎年の最賃改定によって引き上げられているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

静岡県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金984円（の端数繰り上げ）プラス20円で1,010円です。個々人別には、評価による6段階の資格給が加算されますが、月収約16万円、年収200万円以下でしかありません。これまでも節約生活をしてきましたが、急激な物価高の中で食費を切り詰めるしかない状況です。

静岡県の最低賃金984円では、個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、生活の安定すら得られません。時給1500円は10年先の目標ではなく、近々に達成すべき金額です。静岡地方最低賃金審議会は、時給1500円を目指して大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第12条に基づき、静岡地方最低賃金審議会が再改定を建議すべきです。



2 2023 年の地域別最低賃金の地域間格差は 220 円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や環境問題でもあります。昨年「目安額」を上回る改定が多くの方ありましたが、地方での危機感の表れ、格差拡大では地域が持たないと悲鳴です。

私たちの郵便局は全国で同じ仕事内容をしていますが、橋一つ渡れば、電車で一駅先に行けば基本給が違うことが現実にあります。そのため、低い時給の郵便局には「募集しても応募がない」と人手不足に拍車をかけています。

全労連が全国 27 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1,500 円以上（月 150 時間）、直近の調査では、1,700 円必要との結果が出ています。最低生計費と最低賃金の地域比較では、東京を 100 指数とすると沖縄では最低生計費 97.4 指数、最低賃金 80.5 指数となり、全く生計費に見合わない最低賃金と言わざるを得ません。

静岡地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年審議において格差の大幅な縮小をすべきと考えます。

以上

写

2024年7月19日

静岡労働局長 笹 正光様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

静岡県労働組合
議長 菊

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。私たちは、静岡県下で働く労働者のローカルセンターの静岡県労働組合評議会です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法では、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべてにおいて、社会福祉等の向上・増進に努めなければならない」と定めています。最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は40円上がり984円となりましたが、全国加重平均1,004円より低く、月額152,520円(7.75時間×20日)、年収1,830,240円であり、年収200万円以下のワーキングプア状態です。

歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の25カ月連続となり、今後も引き続き物価の高騰が見込まれ、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」であり、いますぐ静岡県の最低賃金を1,500円以上に引き上げることを強く求めます。

昨年、中央最低賃金審議会で目安のランクが4から3になりましたが、地域間格差はさらに拡大しました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生計費試算調査で、「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500~1,700円必要であること」が明らかになりました。労働者所得の底上げで地域経済をあたため、人口流出に歯止めをかけるため、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開することを強く求めます。

私たち静岡県労働組合評議会には、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間はもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めることを強く求めます。

「8時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



写

2024年7月19日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

静岡自治体労働組合総連合
執行委員長 菊池 仁

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

2024年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。私たち静岡自治体労働組合総連合は、静岡県内の自治体・公務公共関係労働組合の職員で組織する労働組合です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定に向けて意見を述べます。

円安や世界的な情勢の変動の影響をうけ、歴史的な物価高騰による実質賃金は26カ月連続マイナスとなり過去最長を更新しました。当面、物価高騰は収束する兆しではなく、とりわけ所得の低い労働者ほど負担は重くのしかかり、地域経済を冷え込ませています。

生活が苦しくなっている実態は公務労働者も同様です。この間の公務員総人件費削減政策の下で公務職場における正規職員は大幅に削減され、その多くが非正規職員に置き換えられてきました。非正規職員の賃金水準はきわめて低く抑えられ、近年では、時間給換算でただでさえ低い最低賃金すら下回る地域もあります。

公務労働者の賃金決定は、地域の民間労働者の賃金との均衡を過度に重視しているため、民間労働者の賃金が改善しなければ公務労働者の賃上げは望めません。そして、公務労働者の賃金、とりわけ若年層の賃金水準は、最低賃金に大きく影響されています。実際、地方自治体の会計年度任用職員の時間額は、最低賃金近傍に張り付いている事例が多くあり、人材確保が困難になっている要因になっています。

物価高騰による労働者の生活実態の悪化は著しく、公務労働者も例外ではありません。2024年の最低賃金の大幅引上げは、切実で「待ったなし」の状況です。いますぐ静岡県の最低賃金を1,500円以上に引き上げることを強く求めます。

2023年、中央最低賃金審議会で目安のランクが4から3に変更されましたが、地域間格差はさらに拡大しました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。全労連と地方の労働組合のセンターがとりくんできた最低生計費試算調査で、「都市と地方で生計費には差がないこと」「時間額1,500~1,700円必要であること」が明らかになりました。静岡県でも、賃金の高い首都圏や愛知県などに人口が流出していますが、地方からの人口流出の主たる原因が、賃金の地域間格差にあることは明らかです。こうした中で、2023年には24もの県が中央の目安賃金を上回る最低賃金改定を答申したことは、「このままでは地域が立ちゆかなくなる」という地方の強い危機感の表れです。

最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、最低賃金の引き上げに不安を感じている中小企業のためにも、中小企業支援策の抜本的拡充を地方から国に求めることが最低賃金引き上げには欠かせません。

そして、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開することを強く求めます。

「働きながらも暮らすことができる賃金」があたりまえになり、誰もが安心して生活できる社会の実現のため、また、地域経済の発展・活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくよう、強く要請いたします。

以上





2024年7月19日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

ユーコープ労働組合静岡県支部協議会
代表運営委員 秋野 学

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。
私たちは、ユーコープ労働組合静岡県支部協議会です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見を述べさせていただきます。

1. 増加するワーキングプア

バブル崩壊以降、日本の雇用形態は非正規雇用に依存するようになりました。現在では雇用全体の約4割を非正規雇用が占めていますが、この間の歴史的な物価高騰は、特に非正規雇用労働者の生活を苦しめ、ワーキングプア増加へと繋がっています。

2. 首都圏との地域間格差

現在の静岡県最低賃金である時給984円で計算した場合、通常労働者と同じ時間数(173.8時間)の労働で月額171,019円、年収は205万2,230円です。

静岡県の東隣の神奈川県の最低賃金は時給1,112円であり、静岡との差は128円です。この差を月額に換算すると22,246円、年収では実に266,957円の差となります。

2023年の静岡県の転出超過数は6,154人で、都道府県別でみると全国で7番目に多くなっています。特に若年層の流出が顕著となっていますが、その要因のひとつに「最低賃金の地域間格差」があり「稼げる」首都圏に流出するのは当然だと考えます。

3. 「生活協同組合ユーコープ」しづおかエリアの職場で働く労働者の実態と最低賃金

私たちの働く職場である「生活協同組合ユーコープ」は、2013年3月、静岡県、神奈川県、山梨県の3県の生協が合同して誕生しました。正規職員の賃金制度を含めた人事制度はすでに3県で統一していますが、パート職員の基本時給は県ごとに異なっています。使用者側が根拠として挙げているのが「3県の最低賃金」の違いです。

現在、静岡県の基本時給は1,063円、神奈川県の基本時給は1,157円、山梨県は1,043円となっており、静岡県のパートの基本時給は神奈川県のパートの基本時給より94円低くなっています。

ユーコープ労働組合はこの間の春闘にて「3県の基本時給の格差是正」の要求を提出しています。結果として2018年と2021年に5円ずつ、そして2024年は1円、神奈川県との格差が縮まりました。しかしこのままのペースでは3県の基本時給が同じ金額になるまでに何十年もかかるかもしれません。



私たちの労働組合の労組員は4分の3以上をパートが占めており、静岡県下のパート労組員は約1,000名です。そのパート労組員からは「静岡県でも神奈川県でもお店のレジの仕事は同じ、宅配センターでのトラックの積込作業も同じ。同じ仕事なら同じ基本時給でないと納得がいかない」との声が上がっています。また、「静岡県のコープのお店の商品価格も神奈川県のコープのお店の商品価格も同じ。それで基本時給が違うのはありえない」という不満の声もあります。昨年10月に労組員へ実施した「生活・労働実感アンケート」において、「あなたがもつとも実現してほしいものは何ですか」の問い合わせでは、「基本給・基本時給ベースアップ」の回答が過半数を越えました。最低賃金の引き上げと県別格差是正は喫緊の課題となっています。

4. 最低賃金大幅引き上げと全国一律最賃制度1,500円以上の早期実現を

ユーコープ労働組合静岡県支部協議会の上部団体である全労連と静岡県労働組合評議会を含む地方組織は、27都道府県で4万8000人の協力を得て最低生計費試算調査に取り組みました。調査結果のなかで「都市と地方で生計費に差がないこと」「時間額1,500～1,700円必要であること」が明らかになりました。

ワーキングプアとならない賃金であること、そして人口流出に歯止めをかけるためには「どの地域で働いていても、8時間働いたらまともに暮らせる賃金」となるよう、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を早期実現させることは不可欠です。

誰もが安心して暮らせる社会の実現と地域経済の発展・活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上

写

2024年7月15日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畠 隆 様

全国自動車交通労働組合総

連合会
静岡地連)

執 下 靖史

2024年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書

静岡地方最低賃金審議会の委員におかれましては、日頃より、労働者の労働諸条件改善についてご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たちは、静岡県内でタクシー労働者を組織している労働組合です。最低賃金の改定で大きな影響を受けることになるタクシー労働者の立場から、今年の最低賃金改定について、今すぐ1,500円以上となるような大幅な引き上げ、隣県との格差の是正、そして全国一律化を求めて意見を述べます。

1. 最低賃金に抵触する低賃金で働くタクシー労働者

タクシー労働者の労働条件はもともと劣悪なうえ、コロナ危機による影響も残っており、厚生労働省の『賃金構造基本統計調査』によると、2023年の静岡県のタクシー労働者の平均年収は291万円で、産業計男性労働者の550万円より259万円も低くなっています。前年度より格差がまた広がる傾向を示しており、静岡県内でも一部のタクシー労働者は最低賃金ぎりぎりの賃金となっていて、事業者によっては最低賃金法違反に抵触するケースが相変わらず発生している事態となっています。

こうした実態ですから、最低賃金が引き上げられることは、多くのタクシー労働者にとって直接の賃金アップにつながるたいへん重要で切実な問題です。異常ともいえるタクシー労働者の低賃金状態を改善するために最低賃金を大幅に引き上げ、隣県の神奈川・愛知との格差を縮めることがつよく求められます。

2. 最低賃金の引き上げはタクシー経営の障害とはならない

(1) 低すぎる最低賃金こそが経営努力を怠らせ、健全な事業発展を阻害する

毎年の最低賃金改定の審議にあたって、タクシーの経営者団体は、厳しい経営環境のなかで企業の支払い能力を考慮して、引き上げは慎重にしてほしい旨の意見を

静岡労働局
6.7.19
労働基準部

提出しています。しかし、最低賃金を低く留めおくことは、むしろタクシー事業の健全な発展、将来展望を失わせることにつながります。

タクシーの経営環境が悪化したのは、2002年に実施されたタクシー事業の規制緩和が大きな要因です。需給調整規制を廃止し、運賃規制を緩和するために、タクシ一台数が急増し、低運賃競争が発生しました。しかし、需要は拡大せず、激しい過当競争状態となりました。これは総営業収入が減っているのに車両だけが増えて、1台当たりの営業収入が急減したからです。

タクシー労働者の賃金はほぼすべてが歩合給であるために、営業収入が減れば、賃金も自動的に減少します。もし固定給であったならば、簡単に賃下げはできないので、人件費率が上昇して会社の収益を圧迫するところですが、歩合給であるがゆえに、営業収入の低下に合わせて人件費も低下して、一定の収益が維持できるということになりました。このためタクシーにおいては、企業の営業収入が悪化したときに通常の企業経営者ならば当然にとるであろう経営努力である生産調整が行われず、逆に増車競争が進行するということになりました。

この過当競争の最後の歯止めとなったのが最低賃金です。営業収入が低下して、そこから計算される歩合給賃金が最低賃金に抵触するようになったとき、法律を守る意思があるならば、それ以上賃金を下げるることはできません。

そうなったときにはじめて、経営者からも規制緩和見直しの声が起り、タクシーにおける規制緩和は「市場の失敗」を招いたとして、2009年にタクシー適正化・活性化特措法が制定されて、規制緩和を見直し、車両数の協調的減車、運賃規制の厳格化が行われました。減車によって1台当たりの生産性の向上をはかったのです。このことは、多くのタクシー経営者は、賃金が最低賃金に抵触するようになるまでは、歩合給の特性に依拠して、必要な経営努力をせず、生産性向上に本気でとりくまなかつたということを示しています。

最低賃金が低すぎることは、このような生産性向上という当然の経営努力を経営者に怠らせることになります。逆に、最低賃金を引き上げることは、その最低賃金を支払うために、生産性向上のための企業努力を経営者に促すことになります。それは、実際にタクシーの減車が実現したように、実行可能な努力です。そのような当然の経営努力をせずに、支払い能力がないので最低賃金を上げるのは困るという主張は身勝手であり、認めることはできません。

(2) 非常事態だからこそ最低賃金を引き上げて生活が維持できるように

2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大は、県内でもタクシー事業は甚大な影響を受けて労働者の賃金は激減し、2021年の年収は2019年から180万円も減りました。これだけの賃金低下になると最低賃金に抵触する労働者が続発します。労働者からの請求がないのをいいことに最低賃金法違反を続けている経営者も一部

にいますが、多くの経営者は、多数の労働者に最低賃金の補填をしなければならず、それでは経営が維持できないので、計画休業をして需給調整を行い、国からの雇用調整助成金を受給してなんとか事業を継続、雇用を維持している状況でした。

このような非常事態が今後も起こるかもしれない、だから最低賃金を引き上げるのは困ると経営者団体は主張します。しかし、それでは労働者は生活できず、事業の維持さえ困難になります。現在の最低賃金の水準では、労働者は最低賃金が支払われても生活を維持することができず、2020年以降、タクシー運転者の離職が県内でも急速にすすみました。

最低賃金を大幅に引き上げて最低賃金で生活が維持できるようにしなければ、タクシーを運転する労働者がいなくなり、事業が維持できなくなってしまいます。

(3) 適切な国の助成の必要性

実際に最低賃金を引き上げた場合、現在、最低賃金近辺の賃金で労働者を雇用している経営者は、負担が増えて、経営上の影響が出ることは明らかですから、ここに對しては何らかの手立てが必要です。最低賃金の引き上げは、中小・零細企業に対する国の助成の充実とセットで行うこととし、経営者の負担を軽減すべきです。コロナ危機で疲弊したタクシー事業への特別の手当も含めて、今年度は特段の対応が必要です。

最低賃金の引き上げによって、実際に労働者の賃金を引き上げた使用者に対しては、新たに増加した費用を補填する補助金や社会保険料の使用者負担分の軽減など十分な助成策を講じて、最低賃金引き上げの負担を軽減して、経営と雇用の維持をはかれるようにするべきです。

3. 最低賃金の大幅引き上げでコロナ危機からの経済再生を

低すぎる最低賃金は、タクシーに象徴的にみられるように、安い人件費で経営が維持できてしまうために、経営者の生産性向上に対する意欲を低下させます。

また、低すぎる最低賃金は、コロナ危機において、労働者の最低限の生活の維持を危うくしています。

大幅な最低賃金の引き上げと隣県との格差の是正によって、コロナ危機から脱却して経済再生をはかり、労働者の賃金の上昇が生産性の向上を促し消費も拡大します。

そして静岡県内はもとより、日本経済全体が成長するという好循環が実現するように、静岡県最低賃金審議会においては、積極的な最低賃金引き上げの審議が行われるよう、つよく求めるものです。

以上



2024年7月17日

静岡労働局長 笹 正光 様

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡プロッ

代表 松井 美智子

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。金融産業労働組合は、銀行等金融機関で働く労働者の組合です。金融の職場はパートなど多様な非正規雇用労働者に支えられています。窓口をはじめとする基幹である銀行業務のほとんどが非正規労働者です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

金融機関を取り巻く環境も大きく変わる中で、4割近くを占める非正規労働者が担う仕事も大きく変わってきています。IT化の加速により仕事内容もより複雑に、正確な業務習得は元より、求められるものがより厳しくなっています。以前の正社員の補助的な立場ではなく、内部事務全般をはじめ店頭営業の最前線での仕事を担い責任も重くなっています。しかし、正社員とは待遇面で特に賃金には大きな格差があります。

私たちは、労働組合として今年も春闇で生活を直撃している物価高騰を補える賃上げをと訴え、非正規労働者の時給150円以上、一時金の支給を要求してきました。回答は一時金の支給ではなく短時間で働くパートは時間給40円の引上げ、基本時給に職務給20円の引上げが加算され1,060円になりましたが、静岡県の最低賃金の984円を僅かに上回った低レベルの状態です。非正規労働者は、一時金もなく退職金もないなどの制度上の問題もあるのが現実です。このような処遇の中で、賃金の引上げは最大の要求であり、最低賃金引き上げは切実です。

同じ静岡銀行でも、最低賃金が高い東京都、神奈川県等の支店での採用は勤務地加算が上乗せされ各地の最低賃金に抵触することを免れています。同じ企業で同じ仕事をしていても勤務地が違うというだけで賃金に差があるのは労働者としては納得ができません。同一の企業に働きながら各県の最低賃金の違いから地域手当で調整するような矛盾を解消するためにも全国一律最低賃金制は必要です。最低賃金法を改正し制度実現を強く求めます。

静岡県最低賃金984円では低すぎます。都道府県での地域間格差をなくし、労働者が自立して生活できる賃金、最低でも時給1500円以上が今すぐ必要です。労働者の賃金アップが個人消費を拡大させ購買力アップにつながります。

最賃引上げには中小零細企業への支援策が同時になくては進みません。国、県への支援拡充を求めてください。

最賃審議会委員のみなさまには以上のような趣旨から、賃金を上げることにより県内の賃金水準を上げ、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。



写

2024年7月19日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

J M I T U通信産業本部
執行委員長 榊原

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。私たちは、静岡県下で働く電気通信産業労働者で構成する J M I T U通信産業本部静岡支部です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法では、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべてにおいて、社会福祉等の向上・増進に努めなければならない」と定めています。最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は40円上がり984円となりましたが、全国加重平均1,004円より低く、月額152,520円(7.75時間×20日)、年収1,830,240円であり、年収200万円以下のワーキングプア状態です。

歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の25カ月連続となり、今後も引き続き物価の高騰が見込まれ、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」であり、いますぐ静岡県の最低賃金を1,500円以上に引き上げることを強く求めます。

昨年、中央最低賃金審議会で目安のランクが4から3になりましたが、地域間格差はさらに拡大しました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生計費試算調査で、「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500～1,700円必要であること」が明らかになりました。労働者所得の底上げで地域経済をあたため、人口流出に歯止めをかけるため、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開すること。を強く求めます。

私たちが所属している静岡県労働組合評議会には、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間はもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めることを強く求めます。

「8時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上

静岡労働局
6.7.19
労働基準部

写

2024年7月17日

ローカルユニオン

執行委員長 河合

静岡労働局長 笹 正光 様

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

令和6年度静岡地方最低賃金審議会開催にあたって意見書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

昨年、静岡県の最低賃金は中央最低賃金審議会の目安どおり40円引きあがり、時間額984円になりました。この引き上げ額は今までになく大きく、時間額1000円にもう少しというところまで近づきました。

しかし昨今の物価高騰は、留まるところを知らず、この引き上げでは到底追い付かない状況であり、労働者の生活は困難を極めていることは周知の事実です。

この状況を鑑みるに、今年の最低賃金審議においてはまず、生活できる賃金を確保することを求めます。最賃決定要素のひとつ「生計費」については、「標準生計費」ではなく「最低生計費」を用いることを求めます。静岡県においては過去2回最低生計費試算調査を実施し、時間額1500円を超えることが明らかになっております。その後の物価高騰を考慮すると、時間額1500円では到底足りず、1700円が必要であるとの試算もされております。しかし、静岡県の最低賃金は時間額1000円にも満たない状況にありますので、1000円を超えることはもちろん、1500円をめざす審議を求めます。

次に、昨今の雇用状況は人手不足もあり、賃金相場は引きあがっています。しかし、静岡県は近隣の神奈川県・愛知県に比べ最低賃金が低く、賃金全体も引きあがっていません。結果、神奈川県・愛知県に接する東部・西部地域では県境を越えて就労するという状況が発生しております。これは、この10年改善されていない他県への労働人口の流出につながっています。静岡県の労働力確保のためにも、賃金の大幅引き上げは喫緊の課題です。賃金相場に大きな影響力を持つ最低賃金の大幅引き上げは「待ったなし」です。

今年の春闘は今までにない賃上げを引き出したと言われますが、大企業での成果は、事業者の90%以上、労働者の70%以上を占める中小企業には及んでいないのが現実です。賃金相場の基準となる最低賃金の大幅引き上げを求める



事業者の90%以上を占める中小企業の支払い能力が考慮された結果、最低賃金の引き上げが進まないという事例が過去にはありました。しかし、今や財界も賃金の引き上げが経済の好循環を生むことを重視し、賃金の引き上げを推進しています。翻って、中小企業の経営状況はどうでしょうか。従前の「支払い能力」を持ち出さざるを得ない状況が改善されているとは思えません。しかし、人材確保のためにも、経営の好循環の為にも、賃金に引き上げを避けて通ることはできません。中小企業が大企業の利益を支えているといつても過言ではない日本の経営構造で、中小企業の支援なしには日本経済の未来はありません。中小企業が賃上げを可能にするための具体的な施策を提示するよう、最賃審議会として政府に求めてください。政府はこれまで、賃上げをした企業に給付するという清算主義で支援をしてきました。これでは、余力のない企業は支援を受けることもできません。清算主義の支援ではなく、中小企業に賃上げに直接つながる給付を行うよう求めてください。今、日本経済を支えている中小企業の支援に本腰を入れないと、中小企業は事業をたたむか、さらに多数の低賃金労働者を発生させることになります。いずれにせよ、日本経済の発展には程遠い状況になります。また、日本社会がアテにしている外国人労働者にも、低賃金は受け入れられません。他国はもっと賃金が高いのですから・・・労働力確保の為にも、実効性のある中小企業支援を求めます。

そして、大企業との多重下請け構造にもメスを入れ、仕事の質・量に伴った下請け単価とすることを確立することで、中小企業の経営を正常化していくことが必要です。多方面からの経済の立て直しに目を向けた最賃審議としていただくことを求めます。

経済格差の広がりはますます拡大し、物価高騰にも追い付かない状況を解決するには、賃金の引き上げしかありません。賃金の基本となる最低賃金の引き上げは、経済回復のカギです。最低賃金の引き上げはひとりひとりの生活がかかった問題です。多角的に考察し、生活の改善、社会の安定を実現させる最低賃金審議会としていただこうとお願いいたします。

以上

写

2024年7月19日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畠 隆 様

国鉄労働組合 静岡地方本部
執行委員長 若原淳

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。

私たちは、静岡県を中心にJRとJR関連会社で働く者で組織されています国鉄労働組合静岡地方本部です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法では、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべてにおいて、社会福祉等の向上・増進に努めなければならない」と定められ、最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は40円上がり984円となりましたが、全国加重平均1,004円より低く、月額152,520円(7.75時間×20日)、年収1,830,240円であり、年収200万円以下のワーキングプア状態です。

歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の25カ月連続となり、今後も引き続き物価の高騰が見込まれ、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引き上げは、より切実で「待ったなし」であり、直ちに静岡県の最低賃金を1,500円以上に引き上げることを強く求めます。

昨年、中央最低賃金審議会で目安のランクが4から3になりましたが、地域間格差はさらに拡大しました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生計費試算調査で、「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500～1,700円必要であること」が明らかになりました。労働者所得の底上げで地域経済をあたため、人口流出に歯止めをかけるためも、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することが喫緊の課題あります。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開することを強く求めます。

「8時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくよう強く要請いたします。

以上



写

2024年7月19日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畠 隆 様

国鉄労働組合 静岡地方本部
静岡浜松分会
執行委員長 柴田研悟

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。

私たちは、静岡県を中心にJRとJR関連会社で働く者で組織されています国鉄労働組合静岡地方本部内の富士川～浜松の職場に勤務する組合員で組織されています静岡浜松分会です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法では、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべてにおいて、社会福祉等の向上・増進に努めなければならない」と定められ、最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は40円上がり984円となりましたが、全国加重平均1,004円より低く、月額152,520円(7.75時間×20日)、年収1,830,240円であり、年収200万円以下のワーキングプア状態です。

歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の25ヵ月連続となり、今後も引き続き物価の高騰が見込まれ、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引き上げは、より切実で「待ったなし」であり、直ちに静岡県の最低賃金を1,500円以上に引き上げることを強く求めます。

昨年、中央最低賃金審議会で目安のランクが4から3になりましたが、地域間格差はさらに拡大しました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生計費試算調査で、「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500～1,700円必要であること」が明らかになりました。労働者所得の底上げで地域経済をあたため、人口流出に歯止めをかけるためも、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することが喫緊の課題あります。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開することを強く求めます。

「8時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくよう強く要請いたします。



以上

写

2024年7月17日

静岡労働局長 笹 正光様

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆様

静岡地区労働組合連合
議長 松川

2024年度静岡県最低賃金の改正決定に係る意見

静岡地方最低賃金審議会の委員の皆さんに対して心より敬意を表します。私たちは静岡地区の労働組合でつくる静岡地区労働組合連合会です。現在、静岡県の最低賃金は984円ですが、この賃金では月額152,520円(7.75時間×20日)で税、社会保険料などを引くと手取りで月10万円程度です。静岡市の消費物価指数は前年比で3.1%上昇し、実質賃金が下がり続けています。最低生計費調査では所謂「普通」の暮らしには時間給1500円以上の賃金が必要で、県内で働く労働者のうち2分の1が時給1500円未満と判明しました。『いますぐ静岡県の最低賃金を1,500円以上の引き上げ』を求める。

27都道府県での最低生計費調査で、都市と地方での生計費に差がないこと、生活のために時間給1,500円～1,700円が必要だとわかりました。中央最低賃金審議会が示す目安はその根拠が示されず、あいまいで非科学的なものです。根拠のない都道府県別最低賃金制度でなく、私たちは全国一律最低賃金制度実現のため、最低賃金法の改正を求める。審議会のなかで、議論・検討をして『国に対して全国一律最低賃金制度の実現』を求めて下さい。

最低賃金の引き上げ・改善には中小企業支援の拡充が必要なことは言うまでありません。国や静岡県等が中小企業予算の増額、中小企業への直接支援(助成金の支給、社会保険料の減免・軽減措置など)、公正な取引の実現、地域における有効需要の創出などを行うことは当たり前で、どうしても必要なことです。静岡地方最低賃金審議会のなかで、国や静岡県・市町に対しての支援拡充の討議を進め、最低賃金引き上げとともに『行政に対し中小企業支援の拡充』を求めて下さい。

最後に『静岡地方最低賃金審議会の審議内容の公開、審議委員の選出など審議会そのものが民主的、公平性を一層広げること』を求める。

以上



写

2024年7月17日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

静岡県西部地区労働組合連合
議長 堀内 慶一

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。

私たちは、静岡県西部地域で働く労働者のローカルセンターの静岡県西部地区労働組合連合です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法では、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべてにおいて、社会福祉等の向上・増進に努めなければならない」と定めています。最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は40円上がり984円となりましたが、全国加重平均1,004円より低く、月額152,520円(7.75時間×20日)、年収1,830,240円であり、年収200万円以下のワーキングプア状態です。

歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の25カ月連続となり、今後も引き続き物価の高騰が見込まれ、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」であり、いますぐ静岡県の最低賃金を1,500円以上に引き上げることを強く求めます。

昨年、中央最低賃金審議会で目安のランクが4から3になりましたが、地域間格差はさらに拡大しました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生計費試算調査で、「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500~1,700円必要であること」が明らかになりました。労働者所得の底上げで地域経済をあたため、人口流出に歯止めをかけるため、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開とすること。を強く求めます。

私たち静岡県西部地区労働組合連合、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間はもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。を強く求めます。

「8時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上

静岡労働局
6.7.19
労働基準部

写

2024年7月1日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

藤枝地区労働組合センター
議長 橋本 純

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。私たちは、藤枝・焼津地域で働く労働者で組織する藤枝地区労働組合センターです。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法では、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべてにおいて、社会福祉等の向上・増進に努めなければならない」と定めています。最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は40円上がり984円となりましたが、全国加重平均1,004円より低く、月額152,520円(7.75時間×20日)、年収1,830,240円であり、年収200万円以下のワーキングプア状態です。

歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の25カ月連続となり、今後も引き続き物価の高騰が見込まれ、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。物価高、生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」であり、いますぐ静岡県の最低賃金を1,500円以上に引き上げることを強く求めます。

昨年、中央最低賃金審議会で目安のランクが4から3になりましたが、地域間格差はさらに拡大しました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生計費試算調査で、「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500~1,700円必要であること」が明らかになりました。労働者所得の底上げで地域経済をあたため、人口流出に歯止めをかけるため、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開することを強く求めます。

私たち藤枝地区労働組合センターには、中小企業で働く組合員も加盟しています。中小企業で働く仲間は大企業で働く仲間よりも賃金が低く、さらに非正規で働く仲間はもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めることを強く求めます。

「8時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上

静岡労働局
6.7.19
労働基準部

写

2024年7月19日

静岡労働局長 笹 正光 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県評 パート臨時労組連絡会
代表幹事 東 勝

2024年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。私たちパート・臨時労組連絡会は静岡県内の非正規で働く仲間を中心に、最低賃金引上げの学習や毎月の街頭宣伝や署名活動、市町議会への陳情などに取り組んでいます。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国はすべての生活部面において、社会福祉等の向上・増進に努めなければならないと定めています。最低賃金法では、その目的として、賃金の最低額を保障することにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年静岡県の最低賃金は40円引き上がり984円となりました。しかし、全国加重平均1004円よりも低く、月額152,520円(7.75時間×20日)、年収でも1,830,240円にしかなりません。一昨年から続く猛烈な物価高騰は、実質賃金の低下であり労働者のくらしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかっています。また地域経済活性化や物価高騰の状況や生計費からみても、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」です。今すぐ静岡県の最低賃金を1500円以上に引き上げることを強く求めます。

昨年、中央最低賃金審議会で、1978年以来続いてきた目安のランクを4から3ランクになりました。しかし現行のランク制度では残念ながら地域間格差は縮まりません。全労連が全国で実施した最低生計費試算調査では、25歳単身者が1か月に必要な生活費を時間額で表すと、静岡県も含め、ほぼ同じ額(時給1,500円から1,600円以上)の生計費でした。静岡県内の若い労働者の首都圏への流出を防ぎ、地域間格差をなくすため、全国一律最低賃金1,500円がどうしても必要です。最低賃金の引き上げを行うことは急務の課題となっており、まずは最低賃金1,500円の実施を強く求めます。

私たちパート・臨時労組連絡会には、中小企業で働く組合員が多数加盟しています。中小企業で働く労働者は大企業で働く労働者よりも賃金が低く、さらに非正規で働く労働者はもっと低く抑えられているのが現状です。最低賃金の引き上げには企業の大多数を占める中小零細企業への支援は地域経済活性化にも切り離せない課題です。

「8時間働いたらふつうに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただこうとお願いいたします。

以上

静岡労働局
6.7.19
労働基準部

写

2024年7月19日

静岡労働局長

笛正光 殿

静岡地方最低賃金審議会会長致

静岡県労働組合共闘会議

代表幹事 鈴木 英一

静岡県中部地区労働組合会議

共同代表 鈴木 正人

静岡県ユニオンネットワーク

代表 小澤 浩二

◆連絡先 静岡市葵区黒金町55

TEL 054-292-4121 FAX 054-292-4122

意見書

昨年、静岡労働局長は、静岡地方最低賃金審議会の答申を受け、地域別最低賃金額を時給984円とする決定を行った。しかしながら、以下に述べるとおり、時給984円という水準は、余りに低過ぎるものと言わざるを得ない。また、私たちは昨年12月、改定の最低賃金が直近の高騰する消費者物価に追いついていないとして、最低賃金の再改定を求めたが、静岡労働局長は一顧だにしなかった。

最低賃金制度の目的は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障することで、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を図ることにある。しかし、時給984円という水準では、フルタイムで仮に1か月22日間働いたとしても、月収は17万3184円（年収は207万8208円）にとどまる。この賃金額や各種の給付の存在を考慮したとしてもなお、労働者が健康で文化的な生活を営んでいくこと、子どもを生み育てていくことは極めて困難である。したがって、上記金額では、法の目的を達成するに足る水準に達することはできない。

最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。これは、都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。つまり、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべ

静岡労働局
6.7.19
労働基準部

きである。昨年度、最低賃金の地域間格差を解消するとして、A～D の4段階の区分を A～C の3段階にしたが、地域間格差は解消されるどころか拡大した。地域間格差を解消するには、ランクによる区分を撤廃し、全国一律にするほかはない。

第 390 回静岡県地方最低賃金審議会に資料として提出された、令和 5 年度における地方最低賃金審議会の公開状況によると、静岡県の公開状況は、審議会本審について、会議の傍聴が△(一部公開)、議事録の一部が公開、専門部会について、会議の傍聴が×(非公開)、公開は議事要旨のみと全国で最低の公開度となっている。

岸田首相は、2024 年 3 月 13 日の政労使会議において、2030 年代半ばまでに最低賃金を 1500 円に引き上げる目標の前倒しを図る考えを示した。しかし、一昨年から続く物価高騰に歯止めがかからず、実質賃金は 25 ヶ月連続で前年同月を下回り、物価上昇に賃金の伸びが追いついていない状況が続いている。今年度の最低賃金改定は、何よりもこの物価上昇を上回る引き上げを行うことが必至の課題だ。24 春闘は 33 年ぶりの高水準と言われているが、労働組合に組織されていない多くの中小企業で働く労働者、非正規労働者、外国人労働者、エッセンシャルワーカーなど、最賃近傍で働く労働者は「満額回答」も「要求を上回る回答」も全く無縁だ。だからこそ、「法定賃金」である最低賃金の大幅引き上げが必要であり、10 年後ではなく直ちに時給 1500 円以上を強く求める。

以上により、静岡地方最低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実現と、時給 1500 円以上の引き上げを求めるとともに、同審議会における審議の公正及び透明性を確保するため、審議の全面公開を求める。さらに、静岡労働局長に対して、1 時間あたりの地域別最低賃金額を 1500 円以上に決定することを求める。

以上

写

2024年7月19日

静岡労働局長様

静岡地方最低賃金審議会会長様

新日本婦人の会静岡県本部

会長 田中嶋 直子

2024年度 静岡地方最低賃金審議会への意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。私たちは、「生活の向上、女性の権利、子どものしあわせのために力をあわせます」を、会の目的のひとつにしています。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

1、静岡県の最低賃金を今こそ引き上げを

静岡県の最低賃金は984円です。しかし、この時間給では、通常労働者と同じ時間数働いても、月額152,520円(7.75時間×20日)、年収でも1,830,240円、200万円以下のワーキング・プアです。

静岡県は、県外への人口流出は止まっています。その要因のひとつに最低賃金の地域間格差があります。静岡県の東隣の神奈川県の最低賃金は1112円。静岡県との差は128円であり、格差が縮まりません。日額992円(7.75時間)、月額19,840円、年収では238,080円もの差となります。これでは、県内の労働者が神奈川県など首都圏へ流出して行くのも当然であり、首都圏の大学を卒業した若者が首都圏で就職し、静岡には戻ってこないのもうなづけます。

2、女性の貧困、今こそ最低賃金の引き上げを

女性たちは、社会や職場、家庭で大きな役割を担い、シングルマザーや高齢者をはじめ、女性の貧困は深刻さを増しています。女性雇用者の半分が非正規です。非正規労働者が増大している日本において、最低賃金を大幅に引き上げることは命綱となります。今こそ最低賃金の大幅引き上げを、男女ともに働き続けられるように求めます。

3、今こそ最低賃金の引き上げを

食料品の異常な値上がり、ガソリンや電気代など、生活のありとあらゆる分野で、すさまじい物価の高騰が暮らしを直撃し、多くの国民や労働者から悲鳴があがっています。労働者の実質賃金は過去最長の25カ月連続低下し、消費生活に困難をきたしています。消費が伸びなければ、不況を克服することはできません。日本経済の立て直しのためにも消費力を伸ばすためにも、今こそ最低賃金の引き上げが必須です。今すぐ、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を1,500円以上に引き上げることをお願いします。そのために、最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開することを、お願ひいたします。





静岡地方最低賃金審議会への意見書

令和6年7月17日

静岡県生活と健康を守る会連合会

松内 是卓

生活と健康を守る会は健康で文化的くらしを国や資本に求める団体です。

会の構成員の多くは労働組合に所属していない労働者や自営業者がほとんどです。

生活相談を通じて「なぜだろう」と感じていることを発表します。

① 結婚という選択肢を持てない労働者～自己責任ではない

その1 葵区 39歳女性 介護施設勤務 年収200万円

祖母、母、姉、本人と4人暮らし、祖母は介護施設入所、母は脳梗塞で自宅療養中、姉は非正規。本人数年前まで鬱状態で失業も職場復帰。家族2人が障害者。母親の住宅ローン返済途上、姉ともに不安定雇用のなか先の見通しが見いだせない。

その2 葵区 55歳女性 クリーニング店勤務 年収140万円

実家の不和から1人暮らしアパート住まい。ガンを発病して医療費が払えず昨年から生活保護利用。時給982円、フルタイムで働かせてもらえないため当面は生活保護。

その3 駿河区 50歳女性 スーパー勤務 年収170万円

父、母、本人の3人暮らし。父は要介護状況、父、母は自営業者のため低年金。就職依頼ずっとスーパーでレジ打ち非正規。数年前人員整理で解雇を経験。不安定雇用、親の介護で正規職員を希望できない状況。

② 共通する 不安定雇用と低賃金、社会保障なしの現状打開を

例えば 日本では「失業が貧困に直結する状況」です。現在、失業者のうち雇用保険を受給している割合はわずか2割に過ぎないと聞いています。1960年代はほぼ100%だったそうです。静岡市保険年金課でその話をしたら「なぜでしょうか?」とありました。それは、非正規労働者激増、そもそも雇用主が加入義務違反、給付額のあいつぐ削減にあると答えました。行政を担当されている方は歴史的背景も見て現状を見ていただきたいと考えます。不安定雇用の非正規は日本では37、6%、1956万人。中小企業の経営が苦しいなか雇用主への社会保険料の補助も始めていただきたいと考えます。す。

静岡市葵区柳町123番地

電話 054(254)2998

FAX 054(255)7010

